

概要版

第2期 子育て未来応援プラン「あしや」

芦屋市子ども・子育て支援事業計画

あすを担うすべての子どもが しあわせに育つための
まちづくり



みんなで育てる芦屋っ子



令和2年3月
芦屋市

第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

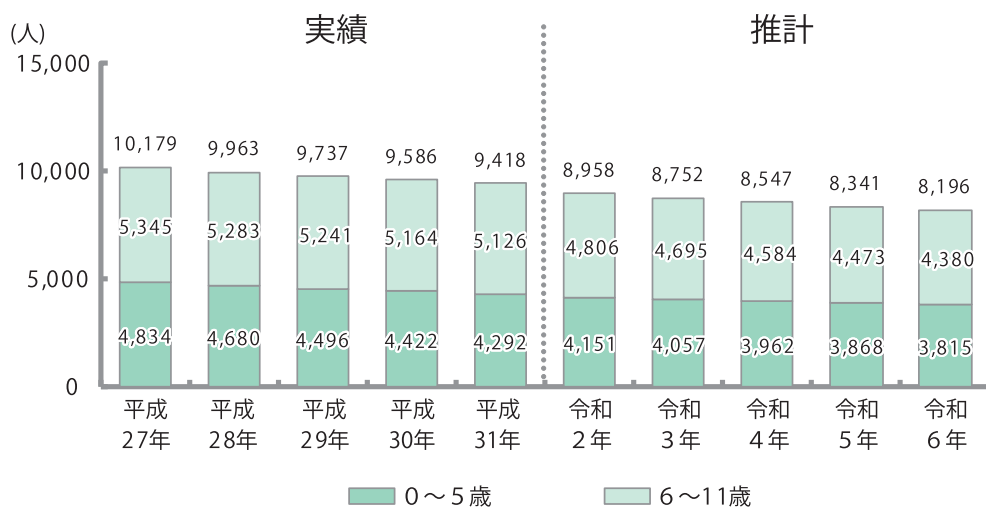
本市では、平成27年3月に新たな法制度の下で『子育て未来応援プラン「あしや」（芦屋市子ども・子育て支援事業計画）』を策定し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。このたび計画期間が令和元年度に終了することから、『第2期子育て未来応援プラン「あしや」（芦屋市子ども・子育て支援事業計画）』を策定しました。

(2) 計画の位置付けと期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市町村に策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、第4次芦屋市総合計画や関連する分野別計画との整合を図って策定しており、平成27年度から令和元年度までの第1期計画に次ぐ第2期計画として令和2年度から令和6年度までを計画期間としています。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

本市の0歳から11歳の子ども人口は年々減少しており、平成31年3月末では9,418人となっています。また、令和2年以降の0歳から11歳までの将来推計人口は、年々減少傾向で、令和6年には8,196人と予測されていることから、平成31年に対して、1,222人程度減少する見込みです。



資料：実績は住民基本台帳（各年3月末日現在）
推計は芦屋市将来人口推計結果

第3章

計画の基本的な考え方



本計画は、基本理念で掲げる「みんなで育てる芦屋っ子」を実現するため、下記の4つの基本的な視点と4つの基本目標を掲げています。

[基本理念] [基本的な視点]

[基本目標]

[施策の方向]

くあすを担うすべての子どもが「みんなで育てる芦屋っ子」しあわせに育つためのやさしいまちづくり

(1) 子どもの育ちの視点

(2) 親としての育ちの視点

(3) 地域での支え合いの視点

(4) 子育て環境の充実の視点

(1) 家庭における子育てへの支援

妊娠・出産・子育てに関するストレスや不安の軽減を図るため、身近なところで相談支援や情報提供を受けることができるよう取り組みます。

- ① 多様な子育て支援サービス環境の整備
- ② 子育て家庭への経済的支援
- ③ ひとり親家庭の自立支援
- ④ 親と子の健康づくりの推進
- ⑤ 子育ての悩みや不安への支援

(2) 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、発達に応じた教育・保育を通じ、学ぶ意欲や自尊感情などを高め、豊かな心と健やかな体をバランスよく育む取組を推進します。

- ① 就学前教育・保育の体制確保
- ② 小学校への円滑な接続

(3) すべての子どもの育ちを支える環境の整備

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子どもと向き合える環境づくりに取り組みます。

- ① 地域における子どもの居場所づくりの推進
- ② 安全・安心なまちづくりの推進
- ③ 児童虐待防止対策の推進
- ④ 配慮が必要な子どもとその保護者への支援

(4) 仕事と子育ての両立の推進

保護者が仕事を続けながら子育ての喜びを実感できる社会を作るために、子育てをめぐる多様なニーズに柔軟に対応できる環境づくりを推進します。

- ① 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
- ② 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備

**基本目標 1 家庭における子育てへの支援****★施策の方向 1 多様な子育て支援サービス環境の整備**

身近なところで子育て中の保護者と子どもが気軽に集まれる場所を増やし、個々のニーズに応じた子育てに関する情報を手に入れることができるよう、多種多様な子育ての情報を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。

★施策の方向 2 子育て家庭への経済的支援

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。また、幼児教育・保育の無償化の実施にあたっては、対象者の把握に漏れがないよう必要な手続を進めるとともに、関係機関との情報共有等の連携を行いながら、保護者への周知等に努めます。

★施策の方向 3 ひとり親家庭の自立支援

関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。

★施策の方向 4 親と子の健康づくりの推進

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

★施策の方向 5 子育ての悩みや不安への支援

身近な相談相手として地域の民生委員・児童委員や福祉推進委員、子育てセンター、保育所等の各施設において、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないよう、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。さらに、子育て世代包括支援センターを活用することによって、相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。



基本目標2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

★施策の方向1 就学前教育・保育の体制確保

入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応のため、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できる認定こども園の整備を中心とした「市立幼稚園・保育所のあり方」の取組を着実に進めていきます。また、今後も引き続き教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な施設整備について検討していきます。その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより、子どもの健やかな成長を支援します。

★施策の方向2 小学校への円滑な接続

就学前段階では、幼稚園・保育所等、利用する施設の種類が多く、保護者の選択も、各家庭の状況や実態において様々です。教育・保育施設に通っている・いないに関わらず、すべての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、子ども同士の交流を進め、小学校への円滑な接続を図ります。

基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

★施策の方向1 地域における子どもの居場所づくりの推進

地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

★施策の方向2 安全・安心なまちづくりの推進

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。

警察、行政、保育所、学校園、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災・交通安全教育に今後も引き続き取り組んでいきます。

★施策の方向3 児童虐待防止対策の推進

すべての子ども・家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため「子ども家庭総合支援室」を開設します。「子ども家庭総合支援室」では、家庭児童相談室の機能を包含し、要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

★施策の方向4 配慮が必要な子どもとその保護者への支援

配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

基本目標4 仕事と子育ての両立の推進

★施策の方向1 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

また、次世代育成支援対策推進法が令和7年3月までの10年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。

★施策の方向2 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備

女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実は必要不可欠であることから、認定こども園等の整備による入所待ち児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な教育・保育環境となる質の確保に努めます。

また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、利用者支援事業等において、適切な助言を行います。

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市における子ども・子育て支援体制のイメージ

